2026年9月1日　改正道路交通法施行令施行

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられました!!



2026年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられました。特に道幅が狭い道路の最高速度が引き下げとなりましたので、より一層安全運転を心掛けましょう！

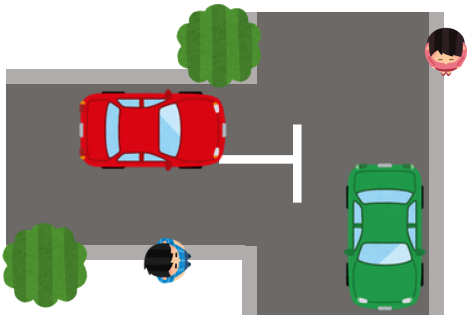
警察庁のホームページの情報をもとに作成

① 法定速度が30km/hに引き下げられた道路

主に**地域住民の日常生活に利用される**、**中央線等がない**、**比較的狭い道路**（＝生活道路）の法定速度が**60km/hから30km/hに引き下げられました**。

60km/h
⬇
30km/h

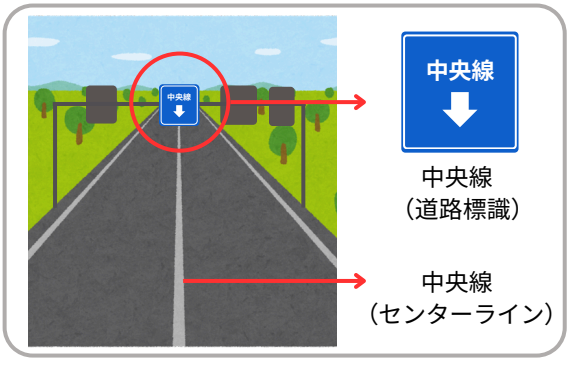




② 法定速度が引き続き60km/hの道路

- 道路標識又は道路標示による**中央線**や**車両通行帯**が設けられている一般道路
- 道路の構造上（上下線分離されたトンネル等）又は柵その他の工作物により中央分離帯等が設けられ、自動車の通行が**往復の方向別に分離されている一般道路**
- 高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの（料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します。）
- 自動車専用道路

60km/h

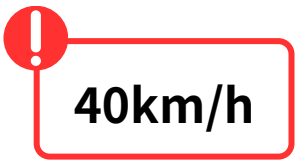


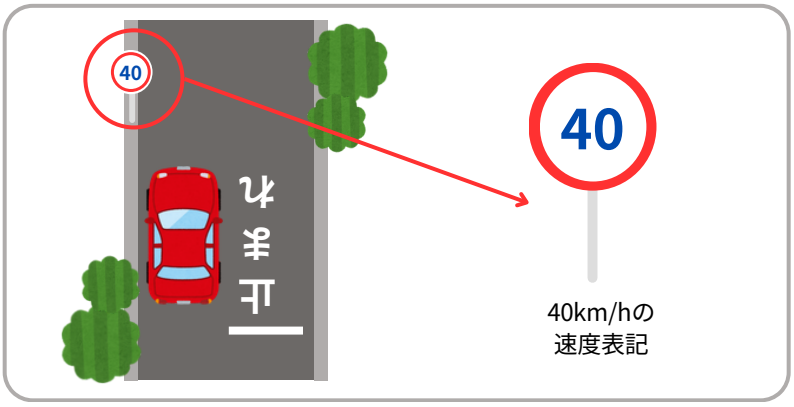


③ 道路標識等により最高速度が指定されている道路

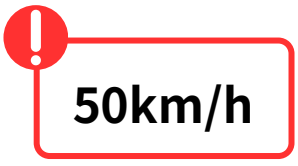
道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、法定速度ではなく、指定されている速度が自動車の最高速度となります。

- 【例１】中央線がない道路で、道路標識等により最高速度が40km/hと指定されている場合、最高速度は30Km/hではなく 40km/hとなります。





- 【例２】中央分離帯や中央線がある道路で、道路標識等により最高速度が50km/hと指定されている場合、最高速度は60km/hではなく 50km/hとなります。





ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。**決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。**

こんな道は特に気を付けよう！

- 民家・商店が多い
- 天候等で視界が悪い
- 通学路がある
- カーブが多い



www.hiecc.or.jp/soudan support@hiecc.or.jp TEL: 011-200-9595 FAX: 011-221-7845